

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長

警察庁丁保発154号
平成21年11月18日
警察庁生活安全局保安課長

技能講習実施基準の制定について(通達)

技能検定及び射撃教習に関する規則等を改正する規則(平成21年国家公安委員会規則第10号)については、「技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則等の施行について」(平成21年11月18日警察庁丁保発第151号)が発せられたところであるが、同規則のうち技能講習の実施に関し、別添「技能講習実施基準」を定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

技能講習実施基準

1 目的

この技能講習実施基準は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条及び技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条第2項及び第3項において準用する第1条から第5条までの規定による技能講習の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 講習実施場所の設定

猟銃の射撃の科目についての技能講習（以下「射撃講習」という。）実施の場所は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる要件を満たす施設を使用して行うものとする。

- (1) 散弾銃を使用して行う技能講習（以下「散弾銃射撃講習」という。規則第6条第2項において準用する第1条第2号ア。）

ア トラップ射撃

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃

指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

- (2) 散弾銃以外の猟銃（以下「ライフル銃等」という。）を使用して行う技能講習（以下「ライフル銃等射撃講習」という。規則第6条第3項において準用する第4条第1項。）

指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

3 受講者の確認及び指示

- (1) 受講者の確認

技能講習に従事する職員又は技能講習に関する事務の委託を受けた者の管理する教習射撃場に置かれた教習射撃指導員（以下「講習指導員」という。）は、猟銃所持許可証及び技能講習通知書により受講者の確認を行うものとする。

- (2) 講習前の指示

ア 講習指導員は、受講者に対して講習開始前に、次の事項について指示及び説明を行うものとする。

- (ア) 講習中の事故防止
- (イ) 講習の実施順序
- (ウ) 講習中止事項
- (エ) その他講習実施について必要な事項

イ 講習指導員は、講習開始前に、受講者が技能講習において使用している猟銃の薬室及び弾倉に実包が装てんされていないことを確認させるもの

とする。

ウ 講習指導員は、受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受講者が酩酊しているなど技能講習を受けるに適しない場合には、当該受講者に係る技能講習を中止するものとする。

(3) 講習中の指示

講習指導員は、講習の実施順序若しくは方法の教示、遅延防止若しくは減点後の是正措置又は危険防止のための指示に加え、猟銃の操作及び射撃の技能に関する助言等を行うものとする。

4 実施要領等

(1) 猟銃の操作の科目についての技能講習（以下「操作講習」という。）の実施要領は、別添 1 に定めるとおりとする。

(2) 射撃講習の実施要領は、別添 2 に定めるとおりとする。

(3) 必要に応じ、射台において受講者に実射をさせる前に休憩時間を置き、休憩時間中に受講者が自主的に射撃の練習ができるように措置すること。

5 記録

(1) 操作講習に関する記録

ア 記録の範囲

講習指導員が、当該講習を受ける受講者全員に対して技能講習の開始の宣言をした時から、受講者全員が全項目を終了し、講習指導員が技能講習の終了の宣言をするまでの間のすべての猟銃の操作について行う。

注 1 実射中の猟銃の操作も記録の対象となる。

注 2 受講者のグループが、A 及び B の 2 組である場合に、A のグループが実射を終了し、B のグループの実射の終了まで待機している場合でも、待機中の A のグループの受講者の行為が減点事項に該当する場合には減点する。

注 3 休憩時間中の自主的な射撃の練習については記録の範囲に含まれない。

イ 記録方法

(ア) 操作講習の記録は、別添 3 「操作講習記録基準」に定める減点事項に該当するものについて減点し、別添 4 「技能講習記録表」の「記録基準細目一覧表」に記録して行うものとする。

(1) 記録は、回数減点を原則とする。

注 1 甲という減点事項に 2 回該当した場合は、（甲の減点数）× 2 を減点する。

注 2 1 つの行為で、乙及び丙という 2 つの減点事項に該当した場合には、（乙の減点数）+（丙の減点数）を減点する。

ウ 是正措置及び減点

操作が不適切である場合等であって、周囲の状況から危険が予測されるときは、講習指導員が補助し、又は注意を与えて是正させた上で減点するものとする。

(2) 射撃講習に関する記録

ア 散弾銃射撃講習

- (ア) 完全な形態をとっていない標的（出割れ）又は定められた飛行線を著しく外れた標的が放出された場合には、放出された標的は規則第6条において準用する第3条第3項第2号の標的の個数に算入しないものとする。
- (イ) (ア)の場合に、受講者が発射した実包は、規則第6条において準用する第3条第4項の射撃回数に算入しないものとする。
- (ウ) 猟銃の故障又は実包の不発の場合には、放出された標的は規則第6条において準用する第3条第3項第2号の標的の個数に算入しないものとする。
- (エ) (ア)から(ウ)までのほか、講習指導員が記録の対象とすることが不適當であると思料した場合には、放出された標的は規則第6条において準用する第3条第3項第2号の標的の個数に算入しないものとする。
- (オ) 完全な形態をとった標的が定められた飛行線を飛しようしたにもかかわらず、受講者が射撃時期を失って射撃しなかった場合には、当該標的は規則第6条において準用する第3条第3項第2号の標的の個数に算入するものとする。
- (カ) 標的の飛しよう中に標的が破壊されたことが肉眼で識別できた場合を命中とする。

イ ライフル銃等射撃講習

- (ア) 跳弾であることが明りょうな標的中の弾痕は、記録の対象とならないものとする。
- (イ) 標的中の得点圏を画する線に接する弾痕は、上位点に記録するものとする。
- (3) その他危険な行為の有無等
 - (1)及び(2)により記録するほか、受講者がその他危険な行為を行わなかったかについて別添4「技能講習記録表」の「その他危険な行為の有無等」に記録すること。

6 修了基準（規則第6条において準用する第1条）

次に掲げる操作講習及び射撃講習の修了基準を共に満たした者を技能講習を修了したものとする。

- (1) 操作講習
 - 減点数が20点未満であること。
- (2) 射撃講習
 - 次に掲げる猟銃及び射撃方法の区分に従い、それぞれ次に掲げる成績を得ること。

ア 散弾銃射撃講習

- (ア) トラップ射撃によるもの 2個以上の標的に命中すること。
- (イ) スキート射撃によるもの 3個以上の標的に命中すること。

イ 公称口径22のへり打ちのライフル銃（以下「小口径ライフル銃」という。）による射撃講習

- (ア) 立射によるもの 50点以上を得点すること。
- (イ) 膝射によるもの 70点以上を得点すること。

- (ウ) 伏射によるもの 100点以上を得点すること。
- ウ 散弾銃以外の猟銃であって公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のもの（以下「大口径ライフル銃等」という。）による射撃講習
 - (ア) 立射によるもの 25点以上を得点すること。
 - (イ) 膝射によるもの 40点以上を得点すること。
 - (ウ) 伏射によるもの 60点以上を得点すること。
- 7 講習中止（規則第6条において準用する第5条）
 - 次に掲げる事項に該当した場合は、講習を中止することができるものとする。
 - ア 受講者が当該技能講習を修了しないことが明らかになった場合
 - 注 操作講習において減点が20点以上となったことが明らかであり、当該受講者に技能講習を中止させることが危害予防上必要であると認められる場合等
 - イ 受講者が当該技能講習を安全に実施するための指示に従わない場合

別添 1

操作講習の実施要領

1 散弾銃を使用して行う操作講習

散弾銃を使用して行う操作講習の要領は次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び教習射撃指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものはすべて操作講習における記録対象に含まれる。

(1) 散弾銃の点検及び分解結合（1回）

ア 散弾銃を銃身部と機関部に分解させる。

イ 分解された散弾銃を結合させつつ安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) 散弾銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間を散弾銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等に散弾銃を置かせ又は手に取らせるものとする。

(3) 照準及び空撃ち

ア 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。（2回）

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

イ 射撃動作及びスウィングを行わせつつ空撃ちを行わせる。（5回）

注 スウィングは、山並み等の地形地物を利用して、飛ばししょうする標的の飛行線を仮想することにより行うものとする。

ウ 不発弾の場合の処理を行わせる。（1回）

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

2 ライフル銃等を使用して行う操作講習

ライフル銃等を使用して行う操作講習の要領は、次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び教習射撃指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものはすべて操作講習における記録対象に含まれる。

(1) ライフル銃等の点検及び分解結合（1回）

ア ボルト式ライフル銃の場合に限り、ボルトの脱着を行わせる。

イ 安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) ライフル銃等の保持及び携行（1回）

射台後方の安全な場所をライフル銃等を携行させて往復させる。この場合において、銃架等にライフル銃等を置かせ、又は手に取らせるものとする。

(3) 照準及び空撃ち

ア 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。(2回)

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

イ 射撃姿勢をとらせ、かつ、空撃ちを行わせる。(5回)

ウ 不発の場合の処理を行わせる。(1回)

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

別添 2

射撃講習実施要領

1 散弾銃射撃講習

(1) 標的の形状

直径110ミリメートル(±2ミリメートル)、高さ26.5ミリメートル(±1.5ミリメートル)、重量105グラム(±5グラム)のクレージョン

注 通常使用されているクレー

(2) 標的の放出方法等

ア 受講者1人につき25個の標的を1個ずつ放出するものとする。

イ トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が15メートルであるもの)

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル(±5メートル)となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準状でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル(±0.5メートル)の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

ウ トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が5メートルであるもの)

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル(±5メートル)となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準状でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル(±0.5メートル)の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左20度	右20度	左35度	右35度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

エ スキート射撃(クレージョンがセンターポール上方を通過するように発射されるも

の)

- (ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度
- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上4.57メートルの点を中心とする直径0.91メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	6	7	7
放出器	M	M	M	P	P	M
標的個数	4	4	4	4	4	5

注1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。

注2 標的の放出は、ノータイムとする。

オ スキート射撃（クレーがセンターポール上方及びその後方30度の範囲を通過するように発射されるもの）

- (ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度
- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上5メートルの点を中心とする直径2メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6						
射台番号	1	2	3	5	6	7						
放出器	P	M	P	M	P	M	P	M	P	M	P	M
標的個数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3

注1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。

注2 標的の放出は、ノータイムとする。

(3) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 射撃の方法及び射台の移動

(ア) トラップ射撃

受講者は、1番射台から5番射台にそれぞれ分散して配置に付き、1番射台から順に射撃を行い、射撃を終わった者は次の射台に移動し、射撃の順番を待つものとする。

(1) スキート射撃

a 受講者は、射台において、当該射台に定められた個数の標的全部に対して、連続して射撃するものとする。

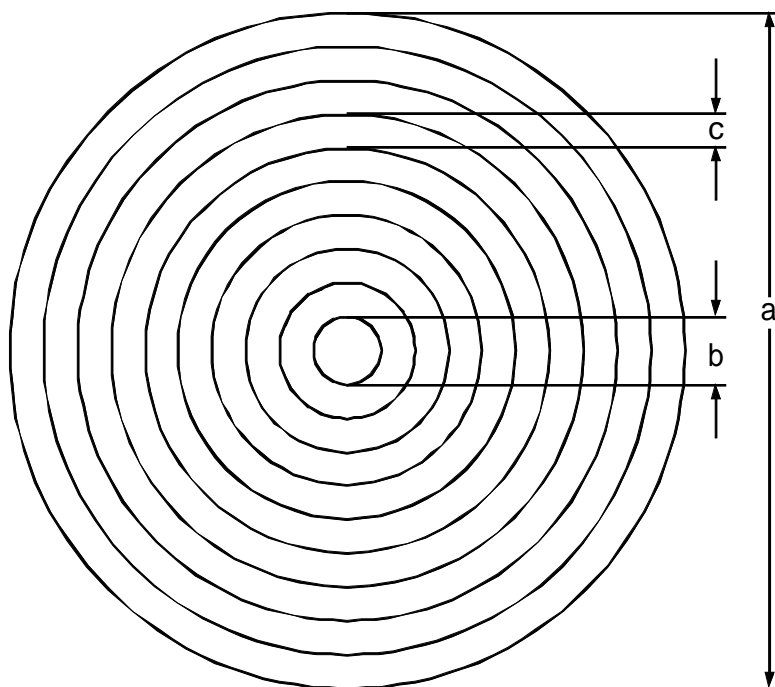
b 受講者のグループ（射団）の全員が当該射台において射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

2 ライフル銃等射撃講習

(1) 標的の大きさ、形状及び得点圏

使用するライフル銃等 標的	小口径ライフル銃	大口径ライフル銃等
a	$162.4 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{50} \text{メートル}$	$1000 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{300} \text{メートル}$
b	$12.4 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{50} \text{メートル}$	$100 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{300} \text{メートル}$
c	$8.3 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{50} \text{メートル}$	$50 \times \frac{\text{射距離の数値ミリ}}{300} \text{メートル}$

標的の形状及び得点圏



備考 1 射距離とは、当該施設における射撃線から標的までの距離（単位は、メートルとする。）をいう。

- 2 aは、標的の直径を表す。
- 3 bは、10点圏の直径を表す。
- 4 cは、10点圏を除く各得点圏の幅員を表す。
- 5 図に示す数字は、各得点圏の点数を表す。

注1 小口径ライフル銃の標的1枚についての射撃回数は、5回とする。

注2 大口径ライフル銃等の標的1枚についての射撃回数は、20回とする。

(2) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 試射

規則第6条において準用する第4条第3項に定める射撃回数のほかに、10回以内の試射を認めるものとする。

注1 試射は、照準調整のためのものであるので、射撃講習の記録の対象とはならない。ただし、操作講習の記録の対象となる。

注2 試射は、射撃講習開始前のみ行うことができる。

別添 3

操作講習記録基準（規則第 6 条において準用する第 1 条第 1 号）

1 散弾銃を使用して行う操作講習

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考	
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合		
B	用心がねの中に指を入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無を確認する場合を除く。	
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合及びクレーが放出器から放出され飛しょうを完了するまでの間を除く。	
D	機関部を開放せず、又は弾倉を取り外さないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	10	銃を携帯し、又は銃架等に置くとときに次の措置を執らなかった場合 ア 元折銃は、銃を折り機関部を開放する。 イ 元折銃以外の銃は、遊底を開き機関部を開放する（弾倉着脱式のものにあつては、弾倉も取り外す）。	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。	
E	実包を装てんしたまま射台を離れた場合	10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。	
	上記以外の危険行為を行った場合	a	10	銃の保持方法が確実ではないために銃を取り落とした場合	
				射台で実包を装てんし	

F		b	10	た状態で銃を手から離した 場合	
		c	10	銃を不安定な状態に置 いたために銃が倒れたり 落ちたりした場合	

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考	
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合 ア 銃を手にした場合 イ 射台を離れる場合	「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。	
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	各 1	次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 先台が確実に装着されているかどうかの確認 オ 銃身部、機関部及び銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	3	分解結合動作が著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	

(3) 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てん	10	射台以外の場所において実包を装てんした場	模擬弾を使用して行う操作講習を除く。

	した場合		合	
J	上記以外の危険行為を行った場合	a	5	不発が生じた場合において、次の措置を執らなかった場合 ア 引き金を引いても激発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認した上で脱包する。 イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。
		b	3	実包を自らの目の届かない所に放置した場合

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項		減点数	適用細目	備考
K	発射の時期を著しく失した場合	1	クレーが放出される前、又はクレーが飛しょうを完了した後に発射した場合	
L	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	飛しょうするクレーの方向と著しく異なる方向に発射した場合	
M	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正確である場合	操作講習のすべての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

2 ライフル銃等を使用して行う操作講習

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねの中に指の入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無を確認する場合を除く。
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合を除く。
D	機関部を開放せず、又は弾倉を取り外さないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	10	銃を携帯し、又は銃架等に置くときに次の措置を執らなかった場合 ア ボルト式銃は、ボルトを開き機関部を開放する。 イ 自動式銃は、遊底を開き機関部を開放する。 ウ 弾倉着脱式銃は、遊底を開き機関部を開放し、かつ、弾倉を取り外す。	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。
E	実包を装てんしたまま射台を離れた場合	10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。
F	上記以外の危険行為を行った場合	a	銃の保持方法が確実でないために銃を取り落とした場合	
		b	射台で実包を装てんした状態で銃を手から放した場合	
			銃を不安定な状態に置	

		c	10	いたために銃が倒れたり落ちたりした場合
--	--	---	----	---------------------

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合 ア 銃を手にした場合 イ 射台を離れる場合	1 「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。 2 弾倉式以外のもは、薬室内の確認のみでよい。
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 機関部と銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	ボルトの取付け及び取り外しが著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	ボルト式ライフル銃等に限る。

(3) 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てんした場合	10	射台以外の場所において実包を装てんした場合	模擬弾を使用して行う操作講習を除く。
	上記以外の危険行為を行った場合		不発が生じた場合において、次の措置を執らなかった場合 ア 引き金を引いても	

J	a	5	<p>激発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認したうえで脱包する。</p> <p>イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。</p>
	b	3	実包を自らの目の届かない所に放置した場合

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項		減点数	適用細目	備考
K	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	他の受講者の標的に命中するなど、明らかに標的の方向と異なる方向に発射した場合（1弾数ごとに減点する。）	
L	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正確である場合	操作講習のすべての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

別添 4

技能講習記録表

その1 散弾銃によるもの

技能講習記録表 (散弾銃)

(1) 記録基準細目一覧表

受講番号		受講者氏名										
減点事項		減点	チェック			減点事項		減点	チェック			
A	銃口					G	実包装てん有無 不確認					
B	用心がね					H a	安全点 検不履 行	銃身部				
C	暴発							安全装置				
D	機関部不開放等							引き金				
E	実包装てん状態で 射台を離れた。							先台 接合部分				
F a	銃を取り落とした					b	分解結合不良					
	実包装てん状態で 銃を手離した(射 台)					I	射台以外で実包 装てん					
	銃の転倒等					J a	不発処理不適切					
						b	実包放置					
減点事項		減点	チェック									
K	発射時機	1										
L	発射方向	1										
M	射撃姿勢不良	総合評価 3点以下										

(2) 射撃成績

トラップ	ストレート	左 5 度	右 5 度	左 10 度	右 10 度	
スキート	1 番 マーク	2 番 マーク	3 番 マーク	6 番 プール	7 番 プール	7 番 マーク
	1 番 プールマーク	2 番 プールマーク	3 番 プールマーク	5 番 プールマーク	6 番 プールマーク	7 番 プール マーク

(3) その他危険な行為の有無等

<p>上記のほか危険な行為が見られなかった。</p> <p>上記のほか以下に掲げる危険な行為が見られた。</p>
--

その2 ライフル銃等によるもの

技能講習記録表（ライフル銃等）

(1) 記録基準細目一覧表

受講番号		受講者氏名	
------	--	-------	--

減点事項		減点	チェック		減点事項		減点	チェック	
A	銃口				G	実包装てん有無不確認			
B	用心がね				H a	安全点検不履行	銃身部		
C	暴発			安全装置					
D	機関部不開放等			引き金					
E	実包装てん状態で射台を離れた。			接合部分					
				b	ボルト取り付け等不良				
F a	銃を取り落とした				I	射台以外で実包装てん			
	実包装てん状態で銃を手離した（射台）				J a	不発処理不適切			
	銃の転倒等				b	実包装放置			

減点事項	減点	チェック											
K	発射方向	1											

M	射撃姿勢不良	総合評価3点以下	
---	--------	----------	--

(2) 射撃成績

立射	射撃	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
伏射	射撃										

(3) その他危険な行為の有無等

<p>上記のほか危険な行為が見られなかった。 上記のほか以下に掲げる危険な行為が見られた。</p>
--